| | |
|---|---|
| | と一緒にコンポスト処理されること。<br>③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。<br>④食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。<br>⑤修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。<br>⑥食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。また、高耐久性を有し長期使用されること。<br>⑦再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。<br>⑧食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。<br>⑨冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。<br>ア．冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。<br>イ．冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。 |

備考）１　会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

２　判断の基準①アの「環境負荷低減の取組の「見える化」」とは、「みどりの食料システム戦略」（令和３年５月 12 日みどりの食料システム戦略本部決定）及び「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」（令和６年３月農林水産省策定）に基づく農業者等による環境負荷低減の努力の評価とそのラベル表示をいう。

３　判断の基準①イの「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第２条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

４　判断の基準①ウの「持続可能な農業生産工程管理」とは、GAP（Good Agricultural Practices）に基づき、農業の各工程を実施・記録・点検・評価しながら、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理について継続的な改善活動を行う取組であって、第三者による確認によって信頼性と透明性を確保し、環境負荷の低減に寄与することで、持続可能な農業の実現を目指して行われる農業をいう。なお、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又は JGAP の認証を受けて生産された農産物、農林水産省作成の「国際水準 GAP ガイドライン」に準拠し、第三者による確認を受けた都道府県 GAP 等により生産された農産物は、この要件を満たす。

５　判断の基準①ア、イ及びウについては、当該要件を満たす農産物又は加工食品若しくは加工品を常時取り扱うことが困難な場合において、提供する飲食物の種類、量、提供期間等の一部においてそれらを取り扱うことで、適合しているものとみなす。

６　判断の基準⑤及び⑦の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用等のことをいう。

７　判断の基準⑤及び⑥の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。

８　判断の基準⑥については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。

９　判断の基準⑧に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合には、要望に応じずに提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。

１０　判断の基準⑩については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。

１１　配慮事項③の「地域の農林水産物の利用」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 25 条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

１２　冷凍冷蔵機器のうち、飲料自動販売機を使用する場合は、本基本方針「２２－１１　飲料自動販売機設置」における自動販売機本体に係る判断の基準及び配慮事項を満たす機器を設置するよう努めるものとする。

１３　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。配慮事項⑨アにおいて使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン等。

１４　「常時監視システム」とは、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）第二１（２）①に規定するフロンの漏えい又は機器の故障等を常時監視するシステムをいう（本体に内蔵・搭載されているタイプと別売りの専用機器を本体に接続するタイプの両方を含む。）。本体の使用開始時点において、当該システムの利用に必要な機器の設置・接続（サービス契約を要する場合には当該契約の締結を含む。）が完了して、当該システムが利用可能な状態となっていることをもって適合となる。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する食堂の総件数に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす食堂の件数の割合とする。